

2004年3月30日

行政改革担当国務大臣 金子一義 殿
(行政改革推進事務局・公益法人制度改革推進担当)

公益法人制度改革に関する有識者会議

座長 福原 義春 殿

座長代理 能見 善久 殿

NPOサポートセンター
公益法人改革オンブズマン

公益法人改革・有識者会議の中間整理に対する意見

私たちは3月26日、公益法人制度改革に関する有識者会議の開催に先立ち申し入れを行い、有識者会議の委員の意見や現場の声を十分に反映しない議論のまとめ方に対して懸念を表明し、議論のやり直しを強く求めました。とくに、法人制度と税制は不可分の関係にあるのにもかかわらず、検討を一体化せず、議論をうち切ることは原則課税論への道を開き、公益性の判断基準に活動実績が入ることや公益性の判断に課税当局が大きな権限を行使することにつながると、反対しました。

ところが26日の有識者会議の様子は、報道されているところからみると、議論の強引な幕引きと公益性の判断を税務当局に委ねることを許す内容であると思われまます。今日に至るまで、有識者会議の正確な議事録は8回中はじめの2回しか公表されず、国民が議論の内容を判断する手だてのないままの中間整理となります。このような行政改革推進事務局の進め方ととりまとめは到底受け入れられるものではありません。

私たちは再度公開と参加に基づく議論を求め、かつ、有識者会議の中間整理において、次に掲げる意見が反映されることを強く要請します。

1 非営利法人について

(1) 非営利法人は、法人税が非課税であることを明らかにし、非営利法人の残余財産の分配を禁止することを求めます。

(2) 公益法人、中間法人、特定非営利活動法人の非営利法人への一本化を行わないことを求めます。さらに中間法人法の改正を行い、残余財産の分配を禁止し、非課税の法人として位置づけることを求めます。

(3) 出資型非営利法人の明記を求めます。非営利法人が出資を受けられることを法律に明記し、出資者と法人との関係について明確に規定することを求めます。

2 公益性について

(1) 既存の行政機関や課税当局が公益性の判断を行うことに反対します。課税当局が公益性を判断する案は、議事概要で見ると限り有識者会議で議論とはいえ、論点整理自体からも削除することを求めます。

(2) 公益性のある法人を活動実績なく設立できることを明らかにするよう求めます。公益性の要件に活動実績を加えて二階建てにすること、事業毎に公益性を判断することなどには絶対反対します。

(3) 公益性の判断基準は、現在のNPO法の要件をもとに更に広げるべきであり、これに財務要件などを加重し、現在よりも公益性の幅を狭くすることをすべきではありません。公益性の担保、事後チェックの方法を広く国民に求めるべきです。

3 政府税調との一体的議論

(1) 非営利法人の非課税、公益性のある非営利法人の税制優遇について、直ちに政府税調と合同で議論を始めることを求めます。公開と参加を保障した会議によって、税制の議論だけに委ねることなく、非営利法人制度と税制の議論の同時決定を求めます。

(2) 非営利法人の税制のあり方について、政府税調の議論の仕方や内容に問題がある場合は、参議院選挙の争点の一つとして全国民に賛否を問うことが必要です。参議院選挙前の議論を回避して、税制論議および法人改革論議に関して国民の声が政治に反映することを妨害すべきではありません。

(3) 拙速で強引な中間整理を行わず、公開された討議を行うことを再度強く求めます。

以上

2004年3月30日

NPOサポートセンター

URL <http://www.npo-sc.org/>

E-Mail center@npo-sc.org

公益法人改革オンブズマン

URL <http://www.houjin-ombudsman.org/>

E-Mail info@houjin-ombudsman.org